

## 農地パトロール実施について

町の農業推進協議会で、年1回程度、農地が適正に管理されているか、また、山林化した農地はないかなどを確認する農地パトロールを実施しています。雑草などで農地が適正に管理できていないと、近隣の土地所有者に迷惑をかけるばかりか、不法投棄の原因にもなります。

## 農地転用について 農地を転用する場合は許可が必要です

農地を農地以外の目的で使用する場合、農地法に基づき町に許可申請を提出していただき、都知事の許可を得る必要があります。一般的な許可申請として、農地法第3条、第4条、第5条の3種類があります。

**農地法 第3条** 自分の農地を農地のまま他人に譲渡（売買を）

**第4条** 自分の農地を転用（宅地など）する場合

**第5条** 自分の農地を他人に譲渡（売買を含む）または賃貸借し転用（宅地など）する場合

許可申請の受付場所は、観光産業課内です。ご不明な点については事前にご相談ください。

※申込み・問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-22295

## 東京都子育て支援員研修の受講者を募集します

〔研修内容〕 保育や子育て支援の分野で従事する上で、必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修

〔対象者〕 都内に在住または在勤している方で、今後子育て支援員として就業する意欲のある方

〔開催方法〕 オンラインまたは集合にて実施

〔募集コース〕 地域保育コース、地域子育て支援コース、放課後児童コース、社会的養護コース

〔研修場所〕 立川など

〔申込方法〕 7月14日（金）までに、ホームページまたは郵送（簡易書留、当日消印有効）で申し込みください。（申込書は区市町村窓口かホームページで入手可）

〔研修日時等〕 9月頃から順次開始。

※詳細、問い合わせは、\*地域コース

（公財）東京都福祉保健財団 ☎ 03(3344)8533

\*地域子育て支援コース・放課後児童コース、社会的養護コース

（株）東京リーガルマインド ☎ 03(5913)6225

\*研修全般に関すること東京都福祉保健局少子社会対策部企画課 ☎ 03(5320)4121

### 《広告（有料）募集》

広報おくたまへの広告を募集しています。  
※問い合わせは、総務課 ☎ 83-2345

### ～5月のふるさと納税額のお知らせ～

つぎのとおり、ご寄付をいただきました。ありがとうございました。

目的	件数	金額
森林管理・環境景観保全のためとして	10件	100,000円
森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして	11件	110,000円
財政運営資金の一端（一般寄付）として	12件	120,000円
合計	33件	330,000円